

【事業者・設計者の皆さま】

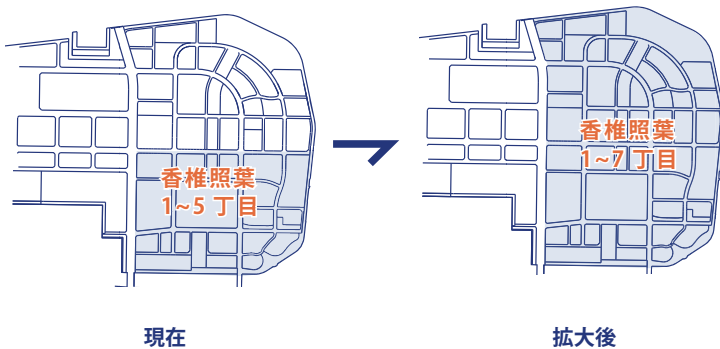
アイランドシティ香椎照葉地区 都市景観形成地区の区域を拡大しました



「アイランドシティ香椎照葉地区」は、先進的な環境共生のまちづくりに向けて、市民や事業者と共働で調和と秩序を持ったまちなみの創出・保全を図ることを目的として、平成23年3月に、都市景観形成地区の指定をしています。令和5年10月より、都市景観形成地区の区域を拡大し、東区香椎照葉6丁目および7丁目が区域に追加されました。そのため、**すべての規模において建築物または工作物の新築、増築等の際に届出が必要です。**

「アイランドシティ香椎照葉地区都市景観形成地区」の景観形成基準等についての変更はありません。

■ 区域拡大の概要



■ 区域



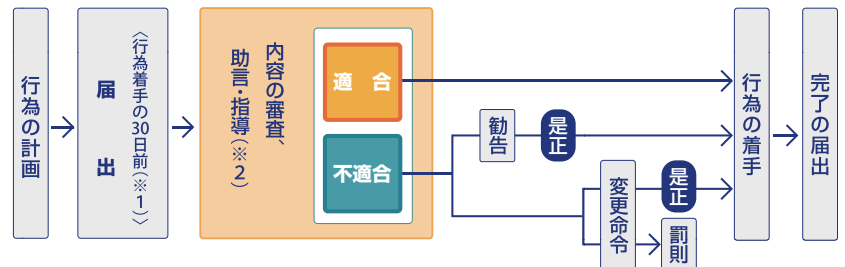
■ 届出手続き

建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕又は模様替え、外観の色彩の変更を届出対象とします。また、屋外広告物法による許可が必要です。

※1 原則、届出後30日間は行為に着手できません。また、場合により90日間まで延長する場合があります。

※2 都市景観アドバイザーの意見を踏まえた助言・指導を行う場合があります。

* 景観形成の誘導の流れ(届出手続き) *



お問い合わせ先

福岡市 住宅都市局地域まちづくり推進部 都市景観室 推進係
TEL: 092-711-4589 FAX: 092-733-5590 E-mail: toshikeikan.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

※詳細はパンフレット「アイランドシティ香椎照葉地区都市景観形成地区」をご参照ください。
パンフレットは、都市景観室（福岡市役所4階）で配布しています。市のホームページからダウンロードすることもできます。
都市景観形成地区の詳細なエリアについては、「福岡市 Web まっぷ（都市計画情報マップ）」で確認することができます。
届出・ご相談窓口は、9時30分～16時（12時～13時を除く）にお願いします。



パンフレットのダウンロード